

排出事業者の立場で見る 廃棄物処理と制度

リバースシステム研究所代表

上川路 宏

(2)

先月に続いて処理業者からの相談事項について紹介したい。今回紹介する相談内容は次のとおりである。

①排出事業者の下にパッカー車で廃棄物を引き取りに行った。

②廃棄物を引き取り、指定された処分施設への運搬途中で車が故障し動けなくなってしまった。

③止むを得ずレッカー車を頼み、修理工場まで運搬した。

④修理工場で診てもいたところ、修理に相当な日数(10日以上)を要するといわれた。

⑤対処の方法は法律的

な問題点を教えてほしい。収集運搬過程終了させ再委託について、かつ必要となるのだろうか。

①排出事業者の下にパッカー車で廃棄物を引き取りに行つた。

②廃棄物を引き取り、指定された処分施設への運搬途中で車が故障し動けなくなってしまった。

③止むを得ずレッカー車を頼み、修理工場まで運搬した。

④修理工場で診てもいたところ、修理に相当な日数(10日以上)を要するといわれた。

⑤対処の方法は法律的

載が必要となる。したがって本件の場合も①再委託先の業者を選定②法定書面の作成③排出事業者の承認④再委託先の収集運搬業者による車両手配

能となる」といわれた。このいっぽ、再委託は緊急対応のために用意されたものではなく、予め準備し、継続して行う

ことを前提にしているものであると考えられる。

これと並んで、B「自社の別車両を用意」、整備工場で積み替えて処分場に搬入へ――という流れで解決を図ることと

積み替え後指定された運搬業者による車両手配

が本件の特徴である。

そこで、まずA「

車両故障と再委託

」について述べる。

車両故障と再委託

の特徴

は、

車両を

修理

する

こと

だ。

車両

修理

する

こと

だ。

車両